

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

小山市長 浅野 正富

市町村名 (市町村コード)	小山市 (09208)
地域名 (地域内農業集落名)	中地区 (川入、宿、上泉、下泉、井岡、小袋、下河原田、生駒、大川島、下初田、発戸)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月24日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

アンケート結果を確認する限りにおいて、当地区は、60代以上の農業者が全体の6割を占めており、後継者が不足している一方で、農地が分散していることから、作業の効率化を図る必要があるため、農地の集積・集約化を推進する必要がある。

【地域の基礎的データ】

農家人口:562人、アンケート回答者数:263人(うち60歳以上の高齢者163人)

主要作物:米(従来農法:水稻) その他作物:ねぎ、なす、にら、たまねぎ、大豆、マコモダケ、いちご、二条大麦、小麦等

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区の主要農産物は米(水稻)・麦である。耕作地間の移動が多く、作業効率落ちる地域が多いため、農地の集積・集約化を進め、主要作物である米の生産性の向上を図る。一方で、いちご等のハウス栽培をしている農家もいるため、地域全体の農地利用の在り方を検討する必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	563.50 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	563.50 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域内の農振農用地を本計画の区域とする。

※公共事業(道路や調整池の設置等)による地域計画の変更については、当該事業の対象区域の確定後に行うこととする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現状は、離農希望者がいる場合は、農業委員や集落単位で対応していたが、若い世代の農家や新規就農者も存在することから、地元だけではなく、近隣集落からもそのような農家を担い手として含めて協議を行い、農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
必要に応じて、農地法第3条または農地中間管理機構の活用を使い分けることとする。
(3)基盤整備事業への取組方針
一部道路が狭くトラクターが通りにくい地域や水路がなく畑地への水の供給が難しい地域などがあるため、どの地域で基盤整備を行う必要があるか今後検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者の確保のため、若手や就農希望者との情報交換や交流の機会を検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
集落営農組織において、機械の共用や共同作業を実施している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

② 減農薬に取り組んでおり、地区の基本姿勢として継続していく。

⑨ 糞を提供し、たい肥の受け取り・施肥を行っている。畜産農家に限りがあるため拡大はできていないが機会があれば増やしたい。